

資料 2

平成 29 年度府民公募型事業の 主な変更点等について

平成29年度府民公募型整備事業の主な変更点について

1 実施区分について

本事業は、予算措置があつて工事実施できること、単年度事業であることから実施区分②、③は廃止する。

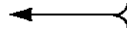
また、採択（他事業実施）は、他事業での実施であることから、提案者へ府民公募型整備事業では実施しないことを明確に伝えるため不採択（他事業実施）とする。

<今後（3分類）>

- 採択(実施決定)⇒年度内完了
(廃止)
- 採択(実施決定)⇒年度内完了
(廃止)
- 不採択(他事業実施)
- 不採択

<現状（5分類）>

- ①採択(実施決定)⇒年度内完了
- ②採択(実施決定・予算状況により実施)
- ③採択(実施決定・後年度実施)
- 採択(他事業実施)
- 不採択



2 景観整備（もうひとつの京都）について（建設交通部関係）

28年度に一定の整備が図られたことから廃止する。

3 事業制度及び事業委員会（京都市域）の担当課について

平成29年度から事務移管に伴い以下のとおり変更する。

・事業制度

<今後>

<現状>

京都府建設交通部指導検査課 ← 京都府建設交通部監理課

(変更なし)

京都府教育庁管理課

(変更なし)

京都府警察本部交通規制課

・事業委員会（京都市域）

<今後>

<現状>

京都府建設交通部指導検査課 ← 京都府建設交通部監理課

平成29年度

府民公募型整備事業

応募要領

募集期間及び提案方法

募集期間	平成29年4月3日(月)～5月31日(水) ※当日消印有効
提案方法	①京都府ホームページの提案フォームから提案 ②来庁、郵送、FAXによる提案
提出先	提案窓口一覧の最寄りの施設に提出 ・道路、河川等に関する提案 … 京都府の各土木事務所 ・信号機等に関する提案 … 最寄りの警察署 ・その他の提案 … 最寄りの各広域振興局など

京 都 府

京都府が管理する道路や河川、建物等において、従来の事業手法に加え、府民のみなさんが日頃から感じておられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民協働型の新しい公共事業の手法です。

これにより、府民のみなさんの自らの地域を良くしようとする気持ちや府の施設、公共事業に対する関心を高めていただくとともに、地域に密着した身近な安心・安全や景観の向上を図ります。

生活者・利用者の視点から身近な提案をお願いします。
(京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>)

1 安心・安全整備

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路や河川、建物等が対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
府立学校	府立高校、府立特別支援学校など
交通関係	府内の交通規制関係施設（信号機、横断歩道など）
その他	府が管理している建物、施設（府立病院、公園、植物園など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な安心・安全につながる小規模な改修工事や修繕工事。

<対象工事の具体例>

道 路	道路側溝の整備、歩道の段差解消、部分的な舗装補修、ガードレールや転落防止柵の設置など
河川・港湾	河川護岸・堤防の修繕、堆積著しい土砂の浚渫、流れを阻害する立木の伐採など
府立学校	府立高校、府立特別支援学校など
交通関係	信号機の整備、横断歩道の設置など
その他	府管理施設のバリアフリー化、治山施設の修繕工事など

<対象外工事の例>

京都府管理施設でないもの	・ 国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外
安心・安全につながらないもの	・ 利便性向上や公共性のないものは対象外
公共性がないもの	・ 特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外 ・ 地域の要望と整合していないものは対象外
本年度内に完成できないもの （用地取得や測量調査などを含む）	・ 工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事や建物の新築や大規模な改築工事は対象外 ・ 用地取得や関係機関との調整などが本年度内に整わないことが明確なもの（採択後であっても、調整が本年度内に整わなければ、原則実施不可となりますのでご注意ください。） ・ 事業費が概ね2,500万円を超えるものは対象外（用地取得費等を含む）
早期の対策を要しないもの	・ 道路の舗装で早期の補修を必要とする部分的なひび割れや剥離等でないものは対象外（舗装機能を保持するため一定区間定期的に行うオーバーレイ等による補修と同内容のもの） ・ 河川で土砂堆積が少なく早期の浚渫が必要ないものは対象外（※『過去5年間に水防団待機水位以上の出水履歴（水防団待機水位設定のない河川は最近傍の設定河川の履歴）があり、京都府の河川維持管理計画・河道流下断面確保の規定を満たす浚渫』でないもの）
実施が適切でないもの	・ 関係法令や構造基準、技術基準と適合しないものは対象外

※ 用地買収を伴う提案も可能ですが、土地所有者の協力が得られない場合や公団混乱等で本年度内に工事着手できない場合は、本事業では原則実施不可となりますのでご注意ください。

※ 工事着手とは、工事の請負業者と請負契約を締結することをいいます（以下同じ）。

2 景観整備

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路、河川、港湾、府立学校、交通関係の施設が対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
府立学校	府立高校、府立特別支援学校など
交通関係	府内の交通規制関係施設（信号機、横断歩道など）

※ 京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>) から検索できます。

※ 景観整備は、上記以外の府管理施設は対象外です。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な景観の向上につながる小規模な改修工事や修繕工事。

<対象工事の具体例>

道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装
カラー舗装、インターロッキング舗装等の修繕
橋梁の高欄、歩道橋の再塗装、標識等看板の補修
府立高校、府立特別支援学校など
信号柱の再塗装など

※ 既存施設について、老朽、劣化により錆等が発生し、品質上の低下が認められるもの

<対象外工事の例>

京都府管理施設でないもの	・ 対象となる施設以外の工事は対象外
景観向上につながらないもの	・ 美化の向上につながらないものは対象外
公共性がないもの	・ 特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
施設の形状やデザイン等を変更するもの	・ 道路照明の塗装で着色変更は対象外 (※防護柵色彩選定計画に基づく着色変更は可能)
効果が一時的なもの	・ 道路や河川周辺の除草や清掃、落書き除去などは対象外 ・ 不法に投棄・占拠された物などの撤去は対象外
本年度内に完成できないもの (測量調査などを含む)	・ 用地の取得が必要なものは対象外 ・ 工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事や建物の新築・大規模な改築工事は対象外 ・ 関係機関との調整などが本年度内に整わないことが明確なものは対象外（採択後であっても、調整が本年度内に整わなければ、原則実施不可となりますのでご注意ください。） ・ 概算事業費が概ね500万円以上のものは対象外

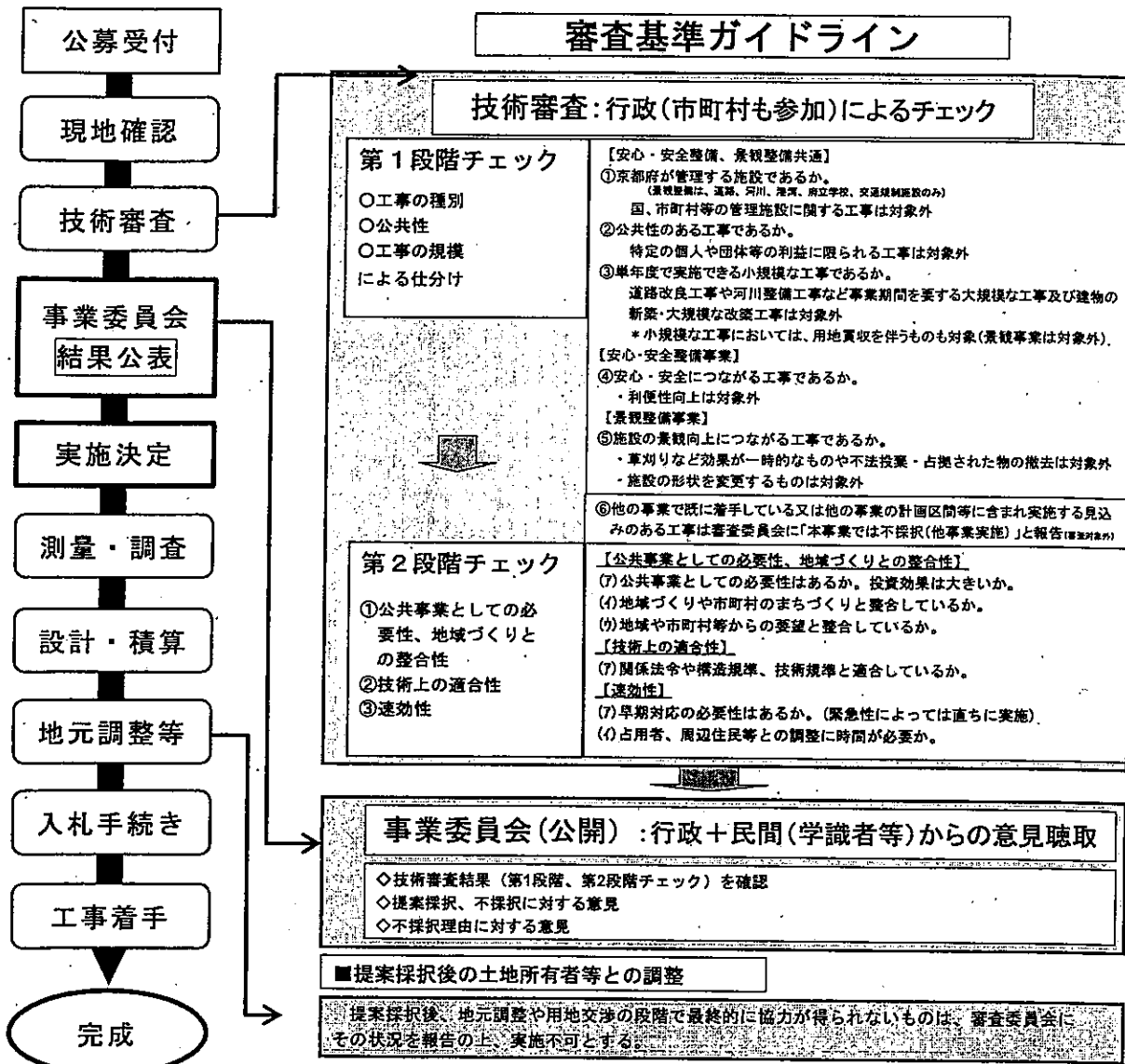
3 提案いただいた工事の実施まで

(1) 府民公募型整備事業委員会

いただいた提案は、工事担当課において『審査基準ガイドライン』に基づき技術審査を行い、それをもとに「府民公募型整備事業委員会」において、工事の実施について意見をいただきます。事業委員会は、各振興局等において随時開催します。

(2) 結果の公表

結果をホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>) で公表します。また、提案者へは郵送にて結果をお知らせします。



※ 緊急性の高いものから実施し、委員会から工事着手まで概ね4～5か月かかります。
また、用地交渉など地元調整に時間を要し本年度内に工事着手できない場合は、原則本事業では実施不可となります。

4 個人情報の取扱などについて

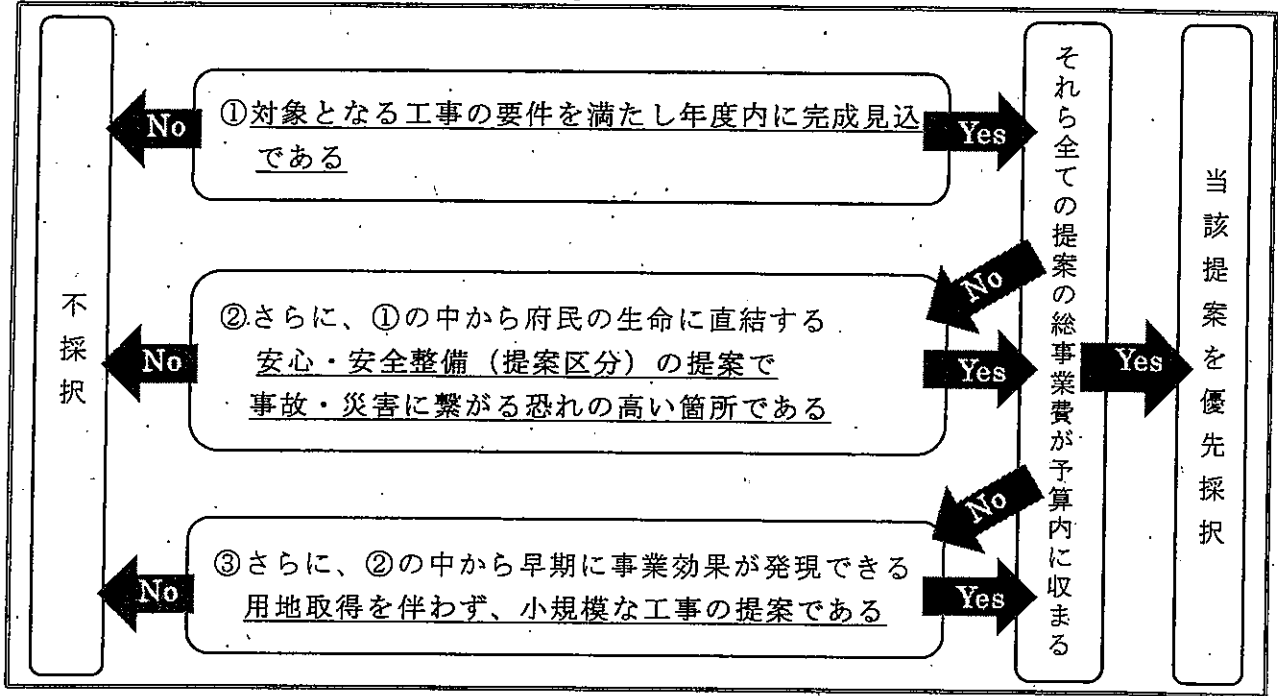
- 提出いただいた提案書は、受付窓口から工事担当課へ引継ぎ、工事担当課から内容の確認等のご連絡をさせていただく場合があります。
- 個人情報は非公表とし、本事業の目的以外での個人情報の利用はいたしません。

5 道路や河川・港湾施設の採択について

(1) 採択にあたって

京都府が管理している道路・河川・港湾施設については、以下のフローに沿って優先順位付けし予算の範囲内で採択します。

(2) 安心・安全整備及び景観整備の優先順位付けフロー



～ 皆様にとって身近な安心・安全や景観美化のために必要な工事についてお寄せください。～

<御記入の際のお願い>

参 考

- 1 記入にあたっては、まず応募要領をご覧ください。
- 2 1枚の提案書には提案を1つご記入ください。(複数ある場合は提案書を分けてください)
- 3 提案場所の特定のため、地図や写真をつけてください。(別紙可)
- 4 道路、河川・港湾施設については、応募要領の「5 道路や河川・港湾施設の採択について」を確認のうえご提案ください。

提案区分	<input type="checkbox"/> 安心・安全整備 →施設を右から1つ選択	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川・港湾 <input type="checkbox"/> 府立学校 <input type="checkbox"/> 交通安全施設 <input type="checkbox"/> その他施設
	<input type="checkbox"/> 景観整備 →施設を右から1つ選択	<input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 河川・港湾 <input type="checkbox"/> 府立学校 <input type="checkbox"/> 交通安全施設

提案の場所	所在地	市 町 村 (市町村名は必ず記入してください)		
	施設名	範囲	(府道〇〇号や〇〇川、交差点名など) (どこからどこまでなど区間や範囲を記入してください)	

提案内容	<p>① <u>提案の場所はどのような状態とお考えですか。</u> (お困りの状況や危険な様子等を記入してください)</p> <p>(例1: 通学路だが歩道のない箇所。交通量が多く、子どもたちの通行の際、大変危険である。)</p> <p>(例2: 観光地であるが、橋の欄干が錆びて周辺の景観を損ねている。)</p>			
	<p>② <u>どのような改善をすれば良いとお考えですか。</u> (具体的な提案をお願いします)</p> <p>(例1: 〇〇交差点から東へ10メートルほどの区間の道路の側溝に蓋掛けをし、歩行空間を確保してほしい。)</p> <p>(例2: 〇〇の再塗装などにより、景観の美化を行ってほしい。)</p>			
	<p>③ <u>周辺の土地を買収する必要があるとそうですか。</u> ※チェック <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <input type="checkbox"/> 用地買収は必要 <input type="checkbox"/> 用地買収は不要 <input type="checkbox"/> よく分からない </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="width: 50%; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <input type="checkbox"/> 用地買収について協力する <input type="checkbox"/> 土地所有者の協力が有る <input type="checkbox"/> 土地所有者の協力はわからない </td> <td style="width: 15%; padding-left: 10px; vertical-align: top;"> (提案者が土地所有者の場合) (土地所有者が別の場合) (土地所有者が別又は不明の場合) </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 用地買収は必要 <input type="checkbox"/> 用地買収は不要 <input type="checkbox"/> よく分からない	→	<input type="checkbox"/> 用地買収について協力する <input type="checkbox"/> 土地所有者の協力が有る <input type="checkbox"/> 土地所有者の協力はわからない
<input type="checkbox"/> 用地買収は必要 <input type="checkbox"/> 用地買収は不要 <input type="checkbox"/> よく分からない	→	<input type="checkbox"/> 用地買収について協力する <input type="checkbox"/> 土地所有者の協力が有る <input type="checkbox"/> 土地所有者の協力はわからない	(提案者が土地所有者の場合) (土地所有者が別の場合) (土地所有者が別又は不明の場合)	

①提案場所との関わりについて、該当するものにチェックをつけてください。(複数選択可)

近隣に住んでいる 近隣には住んでいない

参 考

ほぼ毎日利用(通行)する 週1~2回利用(通行)する 月1~2回利用(通行)する

年数回利用(通行)する ほとんど利用(通行)しない

提案の経緯

②提案内容に気づいた経緯について、該当するものにチェックをつけてください。(複数選択可)

自治会で意見が出た 通行中に気がついた

過去に事故が起きた(起こりそうになった) 過去の災害で被害が出た(出そうになった)

その他(内容をご記入ください)

→ ()

③提案内容の相談の有無について、該当するものにチェックをつけてください。(複数選択可)

地元自治会に相談したことがある 市町村に相談したことがある

京都府に相談したことがある 特に相談したことはない

提案書提出日：平成 年 月 日

提案者

提案者 団体名 _____

氏名 _____

〒 _____

連絡先 住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

※ 提案内容の確認や審査結果をお知らせするために必要ですので、連絡先は必ず記入願います。

※ 団体の場合は、代表の方のご連絡先をご記載ください。

※以下の欄は記載不要

	添付資料	提案書受付	担当課受付
受付確認欄	<input type="checkbox"/> 提案書		
	<input type="checkbox"/> 地図		
	<input type="checkbox"/> 写真		

■提案の場所（地図を貼り付けてください）

参 考

■提案場所の写真（写真を貼り付けてください）

※FAXで提出いただく場合は、このページも送信いただきますようお願いします。

提案書記入要領

参 考

<p>記入の際のお願い</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 記入にあたっては、まず応募要領をご覧ください。 2 1枚の提案書には提案を1つご記入ください。 (複数ある場合は提案書を分けてください) 3 提案場所の特定のため、地図や写真をつけてください。(別紙可)
<p>提案区分</p>	<p>提案できる内容は、府管理施設の『安心・安全につながる整備』と『景観の向上につながる整備』です。それぞれ提案可能な施設が異なっておりますので、ご注意ください。</p>
<p>提案の場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：市町村名は必ず記載し、分かる範囲で住所を記載ください。 (例)〇〇市 〇〇町 △△、△△の前、△△付近 など ・施設名：提案する道路名や河川名、交差点名や建物などの名称を記載ください。 ※ 対象施設かどうか不明の場合、提案窓口までご相談ください。 ・範 囲：工事を行う箇所や区間、範囲などを詳しくお書きください。 (例)〇〇交差点から東へ〇メートル、〇〇橋から△△方向へ〇メートル
<p>提案内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現在の状況：お困りの状況や危険な様子などを具体的に記入してください。 2 提案の内容：どのような改良や修繕をすれば良いか、どれだけの範囲なのか具体的に記入してください。 3 用地買収：<u>用地買収を伴う場合は、土地所有者の協力をいただき用地を取得することになります。取得ができないケースや相当の時間を要するような場合は、工事を実施できないことがあります。</u>
<p>提案の経緯</p>	<p>それぞれ該当するものにチェックをつけてください。</p>
<p>提 案 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の確認や審査の結果をお知らせするために必要ですので、氏名、住所、電話番号は必ず記載してください。 ・団体の場合：代表の方のお名前、ご住所・電話番号、電子メールアドレスをご記入ください。 <p>※ 個人情報非公表とし、上記目的以外での個人情報の利用は行いません。</p>
<p>必要資料</p>	<p>提案書とともに、場所が特定できる地図と写真を必ず付けてください。(別紙可)</p>
<p>提案書の提出方法</p>	<p>持参、郵送、FAX、京都府ホームページ いずれかにて提出ください。 ※ お電話による提案は受け付けておりません。</p> <p>提案窓口：京都府庁「府民総合案内・相談センター」や京都府各広域振興局など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川等に関する提案 …… 京都府の各土木事務所 ・信号機等に関する提案 …… 最寄りの警察署 <p>※ 応募要領の提案窓口一覧を参照</p>
<p>その他</p>	<p>この内容は平成29年3月末時点のものであり、都合により変更する場合があります。</p>